

防犯カメラのガイドラインにおける画像の取り扱いに関する記述の比較

中野潔^{*1}、浅野幸治^{*2}

防犯カメラの管理、運用に関し 6 つの自治体が定めた 8 つの公的規則・指針について、第三者との関係に関する規定の現状と、画像データ自体の取り扱いに関する規定の状況の観点から比較、検討した。規定に関しては、(1)防犯カメラの状況の公表について定めていない公的規則・指針が多いこと、(2)目的外使用の容認については、公的規則・指針間で差異があり、論議が必要な状況であること、(3)画像の保管、持ち出し、複写について定めていない公的規則・指針が多いこと――の 3 つの問題点が指摘できる。次に、防犯カメラの管理、運営に関する公的規則・指針を定めることにした場合の発令主体による効果の差異とその種類による効果の差異について論じた。評価項目からすると、府県の条例として定める方が優れているといえる。大阪府においては、安全まちづくり条例がすでに存在するため、条例に根拠を置く指針を定める方が、現実的であると考えられる。

Comparison of Description about Treatment of

Image Data in Guidelines of Security Cameras

Kiyoshi NAKANO^{*1}, Koji ASKANO^{*2}

In this paper, the author compares and examines eight public rules and guidelines which have drawn up by six local governments about management of a security camera. The comparison and examination have performed from a viewpoint of the present condition of the regulation about a relation with a third party and one of the situation of the regulation about the handling by the image data itself. Three problems can be pointed out about those rules and guidelines : (1) most of those public rules and guidelines do not define about the official announcement of the situation of a security camera, (2) about the admission for the use of image data for purposes other than those stated, (3) most of those public rules and guidelines do not define about storage, carrying out and copy of image data. Then the author discussed the difference in an effect according the local government level, concretely a prefecture level or a city level, of institution and the kind, concretely an ordinance or a guideline by local government, of rules and guidelines about management and operation of a security camera. Considering the result on evaluation criteria, ordinance of prefectures is more suitable. Since Osaka prefecture has already established the ordinance for development of safe and secure city, it would be more realistic to set a guideline based in the ordinance.

1. はじめに

2005 年の年末から 2006 年 2 月に掛けて、小学生や幼稚園児が被害者となる殺人事件が相次いで起こり、世間の関心を集めめた。RFID やカメラをはじめとする情報通信技術(ICT)で、犯罪抑止を典型とした社会の安全、安心を確保しようという動きが活発である。^{01),02),03),04),05),06)}

塾の講師が生徒を刺殺した事件、園児の母親が他の園児を刺殺した事件などにおいては、防犯カメラや RFID 利用のシステムによる抑止力は働かない。それでも、それらは、犯人像の見えない事件と足し合わせて子供への脅威として記憶に残り、こうした事件の一部にでも効果がありそうな ICT 利用システムへの期待を募らせる。

ICT の活用、特に防犯カメラの設置が増えるのに従い、それ

*1 : 大阪市立大学大学院創造都市研究科。Graduate School for Creative Cities, Osaka City University

によるプライバシー侵害などを懸念する動きが一部で登場した。^{07),08),09),10),11),12)}このため、一部自治体では、防犯カメラの設置や運用に関し、条例、基準、ガイドラインといった規則や指針を制定している。本稿は、それらを比較し、その性格や内容について分析するものである。以下では、これらをまとめて、公的規則・指針と呼ぶ。本稿で、公的規則・指針といえば、自治体の制定したもののみを指す。

筆者らは、これら公的規則・指針を分析して得られた 5 つの項目群のうち、3 つについて比較し、考察した論考をすでに発表している。^{13),14)}本稿は、その続編ともいえるものである。

本稿では、制定が比較的早く、条文などがウェブページ上に掲載されていて入手しやすかった 6 つの自治体が制定した 8 件の規則や指針を分析の対象とした。千葉県市川市の条例(以下[市 1])と基準(以下[市 2])、東京都杉並区の条例(以下[杉])、長野市の要綱(以下[長])、滋賀県の指針(以下[滋])、静岡県の要領(以下[静 1])とガイドライン(以下[静 2])、三鷹市の条

例(以下[三])である。^{15),16),17),18),19),20),21),22)}これ以外では、東京都、東京都板橋区、東京都中野区、東京都練馬区、立川市、出雲市、茨城県猿島郡総和町²³⁾などの例がある。²⁴⁾

条例以外の、基準、要綱といった種別名については、いずれも自称をそのまま生かした。

カメラの設置主体として、自治体、警察、商店会、公共的性格の強い企業、私企業、私人などがある。自治体の定める規則や指針においては、通常、私企業および私人がもっぱら自らの管理する施設、敷地およびごく近い傍を撮影している防犯カメラについて、規制の対象範囲としている。しかし本稿では、分析対象となる規則や指針が、それらをも対象としている場合、触れる。

2. 分析項目と考察範囲

表1については後で詳述する。表2は、前出の8つの公的規則・指針を、比較したものうち、本稿での分析の対象となる部分を抽出したものである(レイアウトの関係で表3と順序を入れ替えている)。表2の表側項目は、この種の規則の一般的な条文(ガイドラインの類の文章についても、本稿では条文と呼ぶ)記述の順序や大枠の捉え方に従い、並べ、括ったものである。これら表側項目を、その本質的性格を考え、あらためて括り直したのが、表1である。

表側項目を大きく5つのグループに分けることができた。(1)文書としての性格と基本的内容、(2)行為者組織内部の関係と統制、(3)被見守り者との関係、(4)第三者との関係、(5)画像データ自体の取り扱いーーである。

本稿では、紙数の関係もあり、「(4)第三者との関係」に分類した2項目、および、「(5)画像データ自体の取り扱い」に分類した6項目について、比較結果を見ながら考察する。

3. で、公的規則・指針を(4)の観点で比較して論じ、4. で、同じく(5)の観点で比較して論じ、5. で2つの結果をまとめ。6. では、公的規則・指針の策定主体について論じる。7. が結びである。

3. 第三者との関係に関する規定の現状

3. 1. カメラに関する状況の公表

カメラに関する状況の報告、公表について、触れている公的規則・指針は、多くない。

ともに条例である[市1]、[杉]で、届出(カメラ設置、廃止などの届出)の状況、質問や報告(自治体がカメラ管理者に報告などを要請)の徴収の状況、指導や勧告(自治体からカメラ管理者への是正勧告など)の状況、苦情の処理の状況などについて、

首長に公表を義務付けている。

頻度は、毎年1回以上となっている。

[市2]では、管理責任者が、カメラの管理、利用に関する状況や苦情の申し出の内容、件数を市長に報告するよう定めている。

3. 2. 画像の取り扱いーー第三者への提供

「画像の取り扱い」に属する8つの項目のうち、第三者への画像提供に関するものを、(4)のグループに分類した。

条例である[市1]に拘束される[市2]を除いたすべての公的規則・指針で、これについて定めている。[市1]、[杉]、[長]、[滋]、[三]では、目的外使用などの条件に該当する場合以外は、画像を第三者に提供してはならないーーと、ほぼ同じ文言で定めている。目的外使用の条件の内容については、4. 2. で後述する。

[静1]では、2つのケースを定めて、第三者への提供を認めている。

1つは、「当該画像を開示することが公益上特に必要があると認め」る場合であって、他の公的規則・指針の目的外使用の条件と重なる部分が多いと考えられる。

もう1つは、他人を識別する個人情報画像を容易に取り除けるとき、その残りの部分を提供する場合である。これは、他の公的規則・指針と比較すると異例ともいえる条文である。これについては、4. 1. で詳述する。

4. 画像データ自体の取り扱いに関する規定の現状

4. 1. 画像の取り扱いーー目的外使用

画像の目的外使用については、条例である[市1]に拘束されるため省いたと思われる[市2]を別にして、[静2]以外のすべての公的規則・指針で禁じている。[静1]以外では、「目的外使用等の条件に該当する場合以外は、画像を設置目的以外の目的に使用してはならない」、あるいはそれに類する条文を設けている。

県が設置したカメラの運用について定める[静1]では、まず、設置目的を達成するために必要な場合を除いて、個人情報画像の複写を禁じている。また、利用目的以外の目的のために、個人情報画像を利用したり、提供したりしてはならないと定めている。逆にいうと、個人が特定できないのならば、風景(自動車などを含む)だけの画像や、住民の後姿、住民の遠景などの目的外使用について、特に禁じてはいないのである。

2つの理由を推測することができる。まず、県の資金で得られた成果は、特に問題のないかぎり、公開された一種の財とすべ

きという考えに基づいたのではないか——というものである。

もう1つは、危険が目前まで迫っている(この場合に、防犯カメラの画像を防犯以外の目的に用いるのは、通常、許されると考える)場合でなくとも、個人の特定できる姿が映っていないかぎり、大雨などの現状把握や予測、車両の追跡などに用いる可能性を留保しておこうとしたのではないか——というものである。

本稿では、推測を推測として述べるに留める。

4. 2. 画像の取り扱い——目的外使用等の条件

目的外使用等の条件については、[市 2]以外のすべてで定めている。[静 2]以外の条文は、大体似ている。(1)画像から識別される特定の個人の同意がある場合、(2)法令に基づく場合、(3)住民などの生命、身体、財産を避けるために緊急、かつやむを得ないと認められる場合——の3つの条件をあげていることが多い。

[滋]には、(2)に相当する条項がなく、かわりに、捜査機関からの犯罪捜査の目的による要請を受けた場合という条項が盛り込まれている。

[静 1]では、(3)の条項の「緊急、かつやむを得ない」という条件を削っている。また、(2)のかわりに、実施機関が事務の遂行に必要な場合であって、個人情報画像の利用について相当の理由があるとき——という条項を入れている。

[静 2]では、組織内の手続きや基準にのっとっているならば、目的外使用を認めるとしている

4. 3. 画像の取り扱い——保存期間

保存期間については、条例である[市 1]と[杉]では定めていないが、それ以外の公的規則・指針では、定めている。

7日間(必要と認められるときはそのかぎりではない)、2週間程度、1ヶ月以内で必要最小限度の期間——という3種類のうちいずれかであることが多い。

[長]では、管理責任者が保管期間を定めなければならぬ——とだけ規定している。

4. 4. 画像の取り扱い——保管方法、持ち出し可否

画像の保管方法、複写の可否、持ち出し(提供を除く)可否などについて定めている公的規則・指針は少なく、条文もまちまちである。

まず、[市 2]、[静 1]では、一定の条件のときを除いて複写を禁じている。

次に、[市 2]では、画像を記録している媒体および機器を施

錠できる場所に保管することとその状況を点検することを、市長の責任としている。

[静 1]では、個人情報画像を記録した媒体を、表示装置や録画装置の設置場所以外に持ち出してもならないとしている。

[三]では、漏洩を防止すること、録画、保管、廃棄、開示などの管理状況を記録することを、定めている。

4. 5. 画像の取り扱い——画像データの消去

画像データの消去については、条例である[市 1]と[杉]以外のすべての公的規則・指針で定めている。多くは、保管期間を過ぎたら、データの消去や媒体の破碎を行うとしている。法令に基づいた手続きに沿っている場合は例外であると定めているものも、半数に満たないが存在する。

4. 6. 画像の取り扱い——画像データの加工

[滋]、[静 2]を除いた公的規則・指針で、基本的に画像の加工を禁じている。[市 2]と[静 2]では、住民からの画像の開示請求があつたときに、本人以外の個人が映った場合の加工を禁じてはいない。

[静 1]では、個人情報画像の保存に際しての加工を禁じている。逆にいえば、個人情報画像でない画像の加工を禁じてはない。

5. 第三者との関係および画像データ自体の取り扱いについてのまとめ

前々章、前章の論議をまとめて、3つの問題点を指摘することができる。

まず、3. 1. で触れたカメラに関する状況の公表について定めていない公的規則・指針が多いことである。確かに、条例でない場合、防犯カメラの設置者や管理者に、防犯カメラの設置、廃止の事実やその運用に関する事項の報告を義務付けること自体が難しい。しかし、多くの公的規則・指針が、規則・指針の目的に関する条項で触れているように、防犯カメラの犯罪抑止のポテンシャルは大きいが、一方で、住民のプライバシーなどを侵害する可能性を抱える。防犯カメラに関する各種の事実を公表した上で、住民の論議の中から、防犯カメラの存在意義が認められていくようにするべきではないだろう。

次が、4. 1. や4. 2. で触れた目的外使用に関する条項の差異である。

[静 1]では、個人情報を当たる画像でなければ、あるいは、その部分が容易に取り除けるならば、第三者への提供や目的外使用を容認しているように解釈できる余地を残している。この点、

個人情報に当たるか否かを問わず、そうした提供や使用を原則として禁じている他の公的規則・指針との食い違いを見せて いる。

[静 1]は、県の設置する防犯カメラについての要領である。す なわち、基本的には、県民の税金により遂行される事業である。関係者以外の目に触れてもとりたてて問題がない画像であり、目に触れたからといって、オリジナル画像が滅失するわけではないなら、前述の提供や使用を許さない理由はない——ともい える。

しかし今後、画像の検索や画像認識の技術が発展すれば、ナンバープレートを隠した自動車の画像からでも、それを複数集めれば、特定の自動車が同定できるといった状況が生まれる可能性はある。慎重な論議が必要であろう。

なお、この問題に関連して、4. 6. で触れた画像データの加工の禁止という問題がある。カメラに映ったと思われる住民からの照会があった場合、当該住民を映した画像の本人提供につい ては、管理者に提供への努力義務を課していることが多い。このとき、本人以外の人物の画像部分を加工して他者を特定できないようにすることは許すと、定めておくべきのが得策だとと思われる。

最後が、4. 4. で触れた画像の保管方法、持ち出し可否、複写可否についてである。目的外使用や、特に必要とはいえない複写を防ぐという条項の実効性を高めるためには、保管、持ち出し、複写について、具体的に定めておくことが重要ではな いだろうか。

ピアツーピア機能を備えたコンピューターウィルスによる個人情報の思わぬ漏洩が、相当数起きている。その影響を少しでも小さくするためには、現実に即した取り決めが必要であろう。

6. 条例の発令主体による効果の差異

6. 1. 大阪府における防犯カメラの重要性とその課題

2002年、大阪府域における刑法犯の発生件数は、32万7262件で、全国1位(2位は東京都)となった。こうした結果がもたらされようとしていた状況を背景に、大阪府が、都道府県レベルでは全国ではじめてのものとして策定したのが2002年4月施行の「大阪安全まちづくり条例」である。安全なまちづくりの総合的な基本条例と呼べるものである。

(1)オール大阪の府民運動として安全街づくりを推進する体制の確立、(2)都市環境への安全の視点の組み込み、(3)発生が顕著な犯罪への防止措置の確立——の3点が対策の柱である。この条例により、これらの対策の根拠が明確になった。²⁵⁾これに基づき、安全なまちづくりを本格的に開始した。2003年以降、毎年、平均12%の街頭犯罪軽減が実現している。

さらなる犯罪軽減を実現するための次の一步として注目され始めたのが、公共空間における犯罪抑止である。具体的には、道路、公園、駐車場、駐輪場など犯罪発生の多い空間における対策が、課題となつた。そのための効果的な手段として重視されるようになったのが、英国で実績をあげたとされる防犯カメラである。

前出の公共空間における防犯カメラの設置は、多くの市民を巻き込む可能性を秘めたものである。防犯カメラが一定数を超えている場合、カメラの設置者、管理者にかかるわらず、自治体が、プライバシー侵害などを防ぐ方策を打ち出さざるを得ないといえよう。

6. 2. 既存の公的規則・指針の性格

本稿および関連論考で述べているとおり、防犯カメラの運用や設置に関する条例その他の公的規則・指針が、いくつか登場している。著者らがすでに考察しているように、種類(条例、「要綱」、「指針」など)もさまざまであり、対象とするカメラ設置場所もさまざまであり、対象とするカメラ設置者(自治体、商店会、地縁団体、鉄道会社、駐車場管理者など)もさまざまである。防犯カメラが広がり始めている以上、各自治体は、それぞれの考え方の中で、条例なり、規則なり、ガイドラインなりを整備していくべきである。

これらの公的規則・指針のうち、都道府県が発令に主体になっているものとして、東京都の「要綱」、静岡県の「要領」([静 1])と「ガイドライン」([静 2])、滋賀県の「指針」([滋])がある。a2),a3),a4),a5)条例としては、杉並区([杉])、立川市、三鷹市([三])、市川市([市 1])の例がある。都道府県の条例の例はない。

まず、[静 1]は、県の個人情報保護条例との整合性を確保するため、県が設置、管理する防犯カメラなどの設置、運用について定めたものである。[静 2]は[静 1]をベースに、県以外の設置者に対して適用するよう、一般化したものである。県自ら策定したノウハウを、市町村やNPOや企業が、ゼロから考えなくとも済むように、模範例のような形で公開したものといえる。

[滋]は、「滋賀安全まちづくり条例」に根拠を置いた、防犯カメラの運用に関する指針である。また、公共施設など、自主活動団体など、店舗、商店街など——の3つの類型に対する運用基準モデル案も示している。[静 2]に似た性格も備える。

[静 2]は、権利侵害を防ぐために、「してはならないこと」を中心にして構成した個人情報保護条例に、県みずからが触れないよう定めた[静 1]の、いわば副産物である。[滋]は、防犯を進めるために、「推進すべきこと」を中心にして構成したまちづくり条例の、防犯カメラ版の展開形である。

6. 3. 「安全まちづくり条例」における策定主体の決定

それでは、大阪府下の防犯カメラについての条例制定を仮に想定した場合、府レベルの条例と、市町村レベルの条例とでは、どちらがより有効であろうか。

一般論として、この種の検討に際しては、(たとえば防犯カメラの)設置現場との関係、設置者と受益者との関係、設置に関する各種の状況、設置範囲との関係などを踏まえる必要がある。地域性、広域性、普遍性、社会性、先進性などが、比較検討の観点として浮かび上がる。そして、府県レベルの条例にした場合、市町村レベルの条例にした場合のメリット、デメリットをそれら観点に沿って整理することになる。

防犯カメラの例でいえば、カメラの設置に伴う各種のアドバイス、現場での設置、運用状況のチェック、不適切な設置、運用に対する指導、注意などの業務が発生する。この点、すなわち、地域性、社会性の観点からみると、市町村レベルの条例の方が、現場に密着して運用しやすい。

一方で、まったく別の角度からの動機付けも存在する。市町村レベルの条例の例は、すでにあるが、府県レベルの条例の先例が存在しないという事実から来るものである。

たとえば、大阪府の「安全まちづくり条例」は、全国に先駆けて制定されている。確かに、地域の危機的状況の反映でもある。半面では、地域間競争の中で地域そのものの独自性(新規性、先進性)、および広域性(広域対応度の高さ)に、その意義を見出したという事実がある。

この評価を整理すると、表3(レイアウトの関係で、表2と入れ替えている)のようになる。

これらの観点から、安全まちづくり条例について、施行時点で、2つのレベルで制定されたと仮定し、その時点での評価を確認すると次のようになる。まず、市町村レベルでは、条例などの事例が複数存在し、新規性はない。また、地域密着性は評価されるが、普遍性や広域性に欠ける。一方、都道府県レベルでは、条例制定の事例がないため、新規性がある。また、普遍性や広域性はある。

ちなみに、国レベルの対応のメリットについて言及する。国は、2005年6月28日に「防犯対策と町づくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」をテーマに都市再生プロジェクトを決定している。これを土台にして、今後、法的な動きが出てくる可能性が存在する。その場合には、プライバシー保護との整合性などを、法制度の中で保てる可能性が高い。

6. 4. 大阪府における防犯カメラの設置に関する規則の策定主体と種類

大阪府という行政エリアを対象にした場合、防犯カメラ設置な

どに関する規則・指針の実効性は、策定主体によってどう異なるのであろうか。

大阪府が策定する場合には、府の「安全まちづくり条例」が前提となる。大阪の安全まちづくりの課題との対応をとりながら、規則・指針の内容を吟味することになる。目的が明快になり、プライバシー保護との整合性をとるのが容易である。

市町村が策定する場合には、表3に示したように、地域に密着していることによる実効性確保以外の面で、課題が生じてくる。

次に、条例とするのか、指針など、条例ほどの強制力を持たない規則にするのか、についてである。

条例レベルを想定した場合、「安全まちづくり条例」を基本的条例とし、個別条例とでも呼ぶべき条例として「防犯カメラ設置基準などに関する条例」を策定するという手法がある。しかし、府の安全まちづくり条例では、事業者の責務として防犯カメラをその有効性に対応して整備すること(第4条)や、犯罪防止に配慮した道路、公園、駐車場などを広げるためにハードウェアを整備する際の具体的な方策として指針を策定すること(第13条)などがすでに記載されている。

すなわち、新たな条例策定の必然性に乏しい。条例という強制力を備えた規則・指針にすることで、規定の実効性を高めたのであるが、安全まちづくり条例にすでに盛り込まれている事項も多いからである。このため、条例に準ずるレベルで滋賀県と同様の指針を策定することが現実的ではないかと考えられる。安全まちづくり条例に根拠をおく「防犯カメラ設置運営などに関する指針」を定めるのである。²⁶⁾

7. おわりに

防犯カメラの管理、運用について、6つの自治体が定めた8つの公的規則・指針について、第三者との関係に関する規定の現状と、画像データ自体の取り扱いに関する規定の状況の観点から比較、検討した。

規定に関しては、(1)防犯カメラの状況の公表について定めていない公的規則・指針が多いこと、(2)目的外使用の容認については、公的規則・指針間で差異があり、論議が必要な状況であること、(3)画像の保管、持ち出し、複写について定めていない公的規則・指針が多いこと――の3つの問題点が指摘できる。

次に、防犯カメラの管理、運営に関する公的規則・指針を定めることにした場合の発令主体による効果の差異とその種類による効果の差異について論じた。評価項目からすると、府県の条例として定める方が優れているといえる。

大阪府においては、安全まちづくり条例がすでに存在するため、条例に根拠を置く指針を定める方が、現実的であると考え

られる。

今後、すでに制定されながら本稿では分析対象としなかった公的規則・指針、また、ここまで触れなかつたが、都道府県警察本部が定めた防犯カメラの運用に関する要綱などについても、分析していきたい。

[注、参照文献]

- 01) 浅野幸治、中野潔『安全安心なまちづくりと情報通信技術』情処研報 2005-EIP-27、pp.9-16、2005
- 02) 安藤茂樹、中野潔『IC タグ関連の政策に関する一考察』情処研報 2005-EIP-28、pp.11-18、2005
- 03) 安藤茂樹、中野潔『防犯防災分野への RF-ID の利用とその公的支援』情処通信学会関西支部 発表会 2005 年 7 月 13 日、2005
- 04) 中野潔『記名式非接触型 IC カードによる非常時の所在地確認に関する一考察』情処 EIP 研究会 社会情報学フェア 2005 論文集、pp.11-14、2005
- 05) 安藤茂樹、中野潔『RFID の活用による環境保護推進における公的実証実験の役割』情処 EIP 研究会 社会情報学フェア 2005 論文集、pp.15-20、2005
- 06) ディヴィッド・ライアン『監視社会』p.104(訳本)、青土社、2002(原著は 2001)
- 07) 江下雅之『監視カメラ社会』p.22、講談社、2004
- 08) 五十嵐太郎『過防備都市』p.32、中央公論新社、2004
- 09) 斎藤貴男『安心のファシズム』p.117、岩波書店、2004
- 10) 鈴木謙介『カーニヴァル化する社会』p.58、講談社、2005
- 11) 小宮信夫『犯罪は「この場所」で起こる』p.75、光文社、2005
- 12) 森健『インターネットは「僕ら」を幸せにしたか?』p.251、アスペクト、2005
- 13) 中野潔、浅野幸治『防犯カメラについての公的なガイドラインの比較における一考察』情処研報 2005-EIP-29、pp.37-42、2005
- 14) 中野潔『防犯カメラガイドラインにおける設置、管理面の記述の比較』情処研報 2006-EIP-30、pp.1-8、2006
- 15) 『市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例』市川市
- 16) 『市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する基準』市川市
- 17) 『杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例』東京都杉並区
- 18) 『長野市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱』長野市
- 19) 『防犯カメラの運用に関する指針』滋賀県
- 20) 『個人情報の保護に配慮した県が設置し、又は管理する防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領』静岡県
- 21) 『プライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』静岡県
- 22) 『三鷹市防犯カメラの設置及び運用に関する条例』三鷹市
- 23) 2005 年 9 月、総和町は古河市に合併。当該要綱は古河市に引き継がれた。
- 24) 『資料 3 防犯カメラ設置条例等比較表』 「横浜市防犯カメラ情報管理検討委員会第 1 回委員会」
<http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/koutai/1cameraiinkaikaiaigiroku.pdf>
(2006 年 02 月 22 日存在確認)
- 25) 大阪府生活文化部府民活動推進課『安全なまちづくり』自治大阪、2002 年 4 月号、2002
- 26) 後藤啓二『大阪府安全まちづくり条例について』警察学論集、Vol.55、No.8、200402) 安藤茂樹、中野潔『IC タグ関連の政策に関する一考察』情処研報 2005-EIP-28、pp.11-18、2005

表1 防犯カメラに関する各種基準の記述属性項目とその分類

(1)文書としての性格と基本的内容 <ul style="list-style-type: none"> <i>種別 <ii>策定主体 <iii>目的、原則、理念 <iv>体系
(2)行為者組織内部の関係と統制(画像データ自体の取り扱いに関するものを除く) <ul style="list-style-type: none"> <i>運用基準など <ii>設置に際しての考え方 <iii>管理責任者の設置 <iv>守秘義務 <v>管理委託者への規則等の周知 <vi>違反者へのペナルティ <vii>画像の取り扱い——操作担当者の指定
(3)被見守り者との関係 <ul style="list-style-type: none"> <i>責任者名の表示 <ii>カメラ設置の明示 <iii>苦情への対応 <iv>画像の取り扱い——本人からの要望
(4)第三者との関係 <ul style="list-style-type: none"> <i>カメラに関する状況の公表 <ii>画像の取り扱い——第三者への提供
(5)画像データ自体の取り扱い <ul style="list-style-type: none"> <i>画像の取り扱い——目的外使用 <ii>画像の取り扱い——目的外使用等の条件 <iii>画像の取り扱い——保存期間 <iv>画像の取り扱い——保管方法、持ち出し可否 <v>画像の取り扱い——画像データの消去 <vi>画像の取り扱い——画像データの加工

表3 府県レベルの条例と市町村レベルの条例との比較評価

評価項目	市町村	府県
地域性	高	低
広域性	低	高
普遍性	低	高
社会性	低	高
新規性	低	高

表2 防犯カメラに関する公的規則・指針の比較